

二十歳の成人式(令和4年1月9日(日)開催)のお知らせ

問 社会教育課 社会教育係 (Tel.32-9180)

成人式は、地区を分けて午前と午後の2部制で開催します。
※新型コロナウイルスの状況により、変更する場合は、ホームページなどでお知らせします。

- 日時 令和4年1月9日(日)
- ▽午前の部(瀬高地区)受付 午前9時、開式 午前10時
- ▽午後の部(山川・高田地区)受付 午後1時、開式 午後2時
- 場所 まいピア高田
- 対象 平成13年4月2日〜平成14年4月1日生まれの人

※市外に住民登録があり、みやま市での成人式を希望する新成人はみやま市社会教育課まで申し込みください。

- 申請 申し込みフォームから申請できます。または、はがきなどに必要事項を記入し、社会教育課あてに郵送ください。(専用の用紙は市ホームページよりダウンロードできます)
- 記入事項 ①氏名(ふりがな) ②生年月日 ③連絡先電話番号 ④出身(小学校)校区 ⑤現在居住地 ⑥案内・記念写真送付先(現在居住地以外に送付を希望する人のみ。本人が世帯主でない場合は世帯主名を記入)
- あて先 ①〒835-0192 みやま市山川町立山1278番地 社会教育課 成人式担当
- 申込期限 11月19日(金)必着



申し込みフォーム

司会進行者と新成人代表挨拶者を募集します

- ▼新成人代表挨拶者 瀬高地区出身、山川・高田地区出身各1人
- ▼司会者 瀬高地区出身、山川・高田地区出身各若干名
- 応募期限 11月5日(金)
- ※社会教育課へ電話で申し込み



「通いの場」づくりを支援します

問 介護支援課 高齢者支援係 (Tel.64-1570)

市では、「健康寿命」を伸ばすため、「通いの場」の立ち上げを支援しています。
現在、4つの団体が「通いの場」の活動をしています。

※「通いの場」とは
地域の集会所や個人宅などに高齢者が気軽に集まり、介護予防や健康増進などを目的に、市民の皆さんが主体となって運営する「場」のことです。好きな時間、好きな場所で体操や趣味の活動、おしゃべりして楽しく過ごす場です。

■要件

- 次の要件をすべて満たすこと
- ①介護予防のための体操やレクリエーションなどを実施し、日中の居場所づくりを行うこと
- ②1人以上介護予防サポーターがいること
- ※介護予防サポーターとは、市が主催する栄養・運動・介護予防などの講座を修了した人です
- ③1回あたり3人以上利用者がいること
- ④週1回以上、1回あたり2時間以上実施すること
- 補助対象経費
- ▼立ち上げ支援補助 〃
手すり・段差解消などの軽微な改修、備品購入費として最大10万円(1回限り)
- ▼運営費支援補助 〃
消耗品や印刷費など運営に必要な経費として年間6万円



市ホームページ

新型コロナワクチン接種後も、感染対策をお願いします

問 健康づくり課 健康係 (Tel.64-1515)

ワクチン接種後も、①マスク着用、②手洗い・消毒、③3密回避などの基本的な感染予防対策の継続をお願いします。

- ▼ワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、ワクチンだけで完全に予防できるわけではありません。
- ▼ワクチンの効果が持続する期間については十分にはわかっていません。
- ▼まだワクチン接種を受けていない人、さまざまな理由でワクチン接種を受けられない人もいます。ワクチンを接種していても、他人への感染予防効果はまだ確認できていません。

①マスク着用



②手洗い・消毒



③3密回避



【副反応など医学的な知見が必要となる専門的な相談】

「福岡県新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル」
電話 0570-072-972 (通話料がかかります)

※24時間受け付け

【ワクチンの有効性や安全性に関する問い合わせ】

「厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター」
電話 0120-761-770

受付時間 午前9時〜午後9時

土曜・日曜・祝日も受け付け



高齢者などのインフルエンザ予防接種のお知らせ

問 健康づくり課 健康係 (Tel.64-1515)

インフルエンザにかかる重症化しやすい高齢者や慢性疾患をもつ人を対象に予防接種を実施します。

■実施期間 10月1日〜12月31日

※事前に医療機関へ予約が必要です。

※肺炎球菌の予防接種実施期間とは異なりますので、ご注意ください。

■対象

みやま市に住民票があり、次の①、②のいずれかに該当する人

- ①接種当日65歳以上の人
- ②接種当日60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓、呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある人(身体障害者手帳1級程度)

■接種回数 実施期間中1回

※それ以外は全額自己負担

※新型コロナウイルスを接種する場合、インフルエンザワクチンとの接種間隔を13日以上あける必要があります。

■接種費用 千円

※次の人は接種費用が免除されます。事前に証明書の発行(無料)を受けて、医療機関の窓口提示してください。

▼生活保護を受給している人 〃生活保護受給証明書(福祉事務所生活支援係で発行)

▼市民税非課税世帯の人 〃市民税非課税証明書(税務課・各支所市民サービス係で発行)

※ただし、市民税非課税世帯の人で「介護保険負担限度額認定証」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は認定証の提示でも可能です。「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」では免除されません。

予防接種は、決して「不要不急」ではありません。事前に医療機関に予約し、接種期間内に接種をすませてください。